

20歳になったら

国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

● 加入手続きは

社会保険事務所から手続きを案内する書類が送られますので、加入届等に記入して市役所本庁または各総合支所で手続きをしてください。

後日送付される年金手帳は、大切に保管してください。

なお、すでに厚生年金保険等に加入している方は、手続きは不要です。

● 保険料は

毎月の保険料は、1万4,100円（平成19年度）です。納付するのが困難な場合は、保険料免除制度がありますのでご相談ください。

● 3つの年金でサポート

《老齢基礎年金》

年額792,100円（満額）

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

また、老齢基礎年金を受給するためには、保険料を

納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年（30月）あることが必要です。

《障害基礎年金》

年額990,100円（1級）

年額792,100円（2級）

国民年金に加入中の病気やケガにより、一定の障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

《遺族基礎年金》

年額1,020,000円（子どもが1人いる妻の場合）

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「18歳未満の子のある妻」または「18歳未満の子」に支給されます。

* 年金年額は、平成19年度の金額です。

* 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

※ 問い合わせ先 ※

本庁医療保険課 ☎52-1111内線163

知って得する 消費者情報①

架空請求・不当請求にご注意を!!!

最近、「民事提訴通知書」「民事訴訟最終通告書」など、法律事務所や弁護士名・公的機関のような名称で、まったく身に覚えがないのに「通信販売などの未納金があるので裁判に訴える」といった内容の架空請求が増えていきますので注意しましょう。はがきの他、封書、電子メールで届く場合もあります。

「裁判所が許可、回収員が自宅へ」「勤務先を調査」「給料・財産の差押え」など不安をあおるような文面で書かれていることもあります。

「詳しい内容の問い合わせについてはご連絡ください」などと書いてあり、電話をかけると個人情報や聞きだされたうえ、「和解金」や「裁判取下料」などを請求されます。

「民事訴訟最終通告書」など利用内容の根拠も不明で、請求金額も書いてありません。内容も脅しにとれる文面になっています。

消費者の皆さんへ

- ★利用した覚えがなければ、支払わず無視しましょう。
- ★確認の連絡をする必要はありません。業者はあなたからの連絡を待ち構え、個人情報を得ようとしています。
- ★家族が代わって払わないように、自分には覚えがないことを伝えておきましょう。
- ★督促メールやはがきなど証拠は保管しましょう。
- ★発送元が裁判所である通知(封書)が特別送達で届いた場合は、覚えがなくても放置せず、裁判所に確認しましょう。
- ★根拠のない悪質な取立てや脅しを受けたとき、お金を支払ってしまったときは、警察に相談しましょう。
- ★業者に連絡したり、振り込んだりする前に、消費生活センターに相談しましょう。

《問い合わせ先》

茨城県消費生活センター

☎029-224-4722

常陸大宮市消費生活センター(本庁商工観光課内)

☎52-2185(直通)